

平成29年1月

厚生労働省は、過重労働防止のため実施している全国の労働基準監督署による重点監督の対象を、平成28年4月から月80時間超の残業が疑われる事業場に拡大しました。過重労働・長時間労働は、次世代育成支援のためのワークライフバランスに大きな影響を与えるので、今回は平成28年度上期の重点監督実施状況についてご紹介いたします。

平成28年度上期の重点監督実施状況

厚生労働省では、過重労働防止に向けた法規制の執行強化を図るため、全国の労働基準監督署による「重点監督」を実施していますが、その対象を平成27年度の「月100時間超の残業が疑われる事業場」から、平成28年度は「月80時間超の残業が疑われるすべての事業場」に拡大しました。

この対象拡大により、監督対象事業場の数は年間で1万弱から2万に倍増しました。平成28年度上期（4月～9月）の重点監督実施状況は、前年同期間と比較して下表のとおりでした。

<平成28年度上期の重点監督実施状況（前年と比較）>

事項		年	
		平成28年 4～9月	平成27年 4～9月
監督対象事業場		月80時間超	月100時間超
監督指導の 実施事業場	監督実施事業場	10,059	4,861
	うち、労働基準法などの法令違反あり	6,659 (66.2%)	3,823 (78.6%)
主な違反内容	1 違法な長時間労働があったもの	4,416 (43.9%)	2,917 (60.0%)
	うち、時間外労働の実績が最も長い労働者の時間数が		
	1か月当たり80時間を超えるもの	3,450 (78.1%)	2,322 (79.6%)
	1か月当たり100時間を超えるもの	2,419 (54.8%)	1,853 (63.5%)
	1か月当たり150時間を超えるもの	489 (11.1%)	400 (13.7%)
	1か月当たり200時間を超えるもの	116 (2.6%)	81 (2.8%)
	2 賃金不払残業があったもの	637 (6.3%)	500 (10.3%)
うち、時間外労働の実績が最も長い労働者の時間数が1か月当たり80時間を超えるもの	400 (62.8%)	313 (62.6%)	
	3 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの	1,043 (10.4%)	753 (15.5%)
主な健康障害防止に関する指導の状況	1 過重労働による健康障害防止措置が不十分ため改善を指導したもの	8,683 (86.3%)	4,046 (83.2%)
	うち、時間外労働を80時間以内に削減するよう指導したもの	6,060 (69.8%)	3,125 (77.2%)
	2 労働時間の把握方法が不適正ため指導したもの	1,189 (11.8%)	753 (15.5%)
	うち、時間外労働の最も長い労働者の時間数が1か月当たり80時間を超えるもの	566 (47.6%)	529 (70.3%)

平成28年度上期（4月～9月）に、10,059事業場に対し重点監督を実施したところ、6,659事業場（全体の66.2%）で労働基準関係の法令違反が認められました。主な法令違反としては、違法な時間外労働があったものが4,416事業場、賃金不払残業があったものが637事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが1,043事業場でした。

対象事業場が前年と異なるので何ともいえませんが、過重労働・長時間労働はまだまだ減ってきていないように思われます。

業種別の重点監督実施状況

平成28年度上期（4月～9月）の主な業種別の重点監督実施状況は、下表のとおりでした。

<平成28年度上期の主な業種別の重点監督実施状況>

業種	事項	重点監督実施 事業場数 (注1)	労働基準関係法 令違反があった 事業場数(注2)	主な違反事項		
				労働時間 (注3)	賃金不払残業 (注4)	健康障害防止 対策(注5)
合計		10,059 (100.0%)	6,659 (66.2%)	4,416 (43.9%)	637 (6.3%)	1,043 (10.4%)
主な業種	製造業	2,520 (25.1%)	1,803 (71.5%)	1,283	139	261
	建設業	1,012 (10.1%)	532 (52.6%)	311	59	37
	運輸交通業	1,210 (12.0%)	880 (72.7%)	651	55	116
	商業	1,535 (15.3%)	1,046 (68.1%)	679	151	186
	教育・研究業	483 (4.8%)	298 (61.7%)	171	23	51
	接客娯楽業	623 (6.2%)	467 (75.0%)	336	66	121
	その他の事業	1,810 (18.0%)	1,073 (59.3%)	604	90	171

(注1) 主な業種は監督指導実施事業場数が400を超えるものを計上しているため、合計数とは一致しない。

(注2) かっこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

(注3) 労働基準法第32条違反〔36協定なく時間外労働を行わせているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせているものなど違法な時間外労働があったもの。〕の件数を計上している。

(注4) 労働基準法違反第37条（割増賃金）違反のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。

(注5) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの、設置しているが毎月1回以上開催していないもの又は必要な事項について調査審議を行っていないもの。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕及び労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり100時間以上の時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕を計上している。

重点監督の対象「月80時間超の残業が疑われる事業場」の数が多いのは、「製造業」「商業」（もともと事業場が多い）ですが、労働基準関係の法令違反があった割合が高いのは、「接客娯楽業」「運輸交通業」「製造業」でした。

うち「賃金不払残業」の割合が高いのは「商業」「接客娯楽業」、「健康障害防止対策」に違反している割合が高いのは「接客娯楽業」「商業」「製造業」「運輸交通業」という結果でした。

<個別相談の実施>

次世代法に関する「行動計画の策定・届出」「認定・認証の取得」などについて、ご要望をいただければ、次世代育成支援対策推進員（特定社会保険労務士）がお伺いして個別相談にお応えいたします。お気軽にご連絡ください。

神奈川県経営者協会 TEL 045-671-7060